

## 注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
- イ 昭和 60 年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円と  
しています。

- ② 無形固定資産 原則として取得原価  
ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 出資金  
市場価格のないもの 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |       |          |
|-------|----------|
| ア 建物  | 3 年～50 年 |
| イ 工作物 | 3 年～60 年 |
| ウ 物品  | 3 年～8 年  |
- ② 無形固定資産 定額法  
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。)

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金  
未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴

収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

ただし、一部の連結対象団体においては、主として期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更 該当事項ありません。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

## 5. 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
中芸広域連合 (一般会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	23.81%
中芸広域連合 (介護保険事業特別会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	23.73%
安芸広域市町村圏事務組合 (一般会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	6.52%
安芸広域市町村圏事務組合 (特別会計)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	8.24%
安芸広域市町村圏 特別養護老人ホーム組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	5.31%
こうち人づくり広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.65%
高知縣市町村総合事務組合 (議員公務災害補償業務)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	4.63%
高知縣市町村総合事務組合 (交通災害共済業務)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	5.63%
高知縣市町村総合事務組合 (自治会館管理業務)	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	1.47%
高知県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.55%
高知県広域食肉センター事務組合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.41%
株式会社やすだソーラーパワー	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

土地開発事業特別会計 一般土地 751,010 千円